

報告：

「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」の見直しを求める請願

再び継続審査に！

守谷 信二

町田の図書館活動をすすめる会や鶴川図書館大好き！の会など、町田の図書館活動に係わる5団体の連名で3月市議会に提出し、継続審査となっていた『「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」の見直しを求める請願』の再審査が、去る6月17日(水)午後の町田市議会文教社会常任委員会で行われました。今回も、新型コロナウイルス感染防止のために傍聴は認められず、多くの市民がネットによる中継を注視していました。2時間余りにわたる審査の結果は、再び継続審査となり、9月議会(予定では9月11日か14日の委員会)でさらに議論が尽くされることになりました。

今回の審議で焦点となったのは、①「プラン」の策定経過で、行政側が利用者・市民と十分なコンタクトをとってこなかったこと、②委員会からの資料請求に基づき、行政側から提示された指定管理者制度導入の経済効果を示す資料の数値がきわめて曖昧なこと、③「アクションプラン」の基になる「町田市立図書館のあり方見直し方針」(2019年2月1日、定例教育員委員会にて審議・決定)の素案を、図書館協議会ではなく生涯学習審議会に諮問した理由の不合理さ、などでした。

今回も、市議会各会派と私たちとの数度にわたる事前協議の甲斐があって、委員であるまちだ市民クラブの戸塚正人議員、日本共産党の殿村健一議員などを中心に、核心を突く鋭い質疑が展開されました。

特に、「プラン」の策定過程に関する質疑では、地域館の統廃合や移動図書館の巡回見直し、運営への「民間活力」の導入などが示唆されている「あり方見直し方針」の内容は、まさに図書館運営そのものであり、図書館協議会に諮問されて然るべきものではなかったか、

との委員の指摘に対して、図書館長は次のような答弁を行っています。

「(「あり方見直し方針」は)図書館のあり方そのもの、それから図書館の再編などを含んだ生涯学習・社会教育に関する基本方針でございます。図書館自体の運営に関することではありませんので、生涯学習審議会に諮問するものでございます。その「あり方見直し方針」を具体化するためのアクションプランにつきましても同様で、図書館自体の運営に関することではありませんので、図書館協議会に諮問するものではありません。」(波線は引用者)

これは、まさに黒を白と言いくるめる、耳を疑うような詭弁と言わざるを得ません。

また、図書館協議会の法的な位置づけについても、あたかも生涯学習審議会が図書館協議会の上位機関であるかの如き、誤った認識に基づく見解が述べられるなど、行政側の対応は全体として抽象的で中身の無い「官僚答弁」に終始するものでした。

そんな中で、次のようなある委員の発言が印象的です。「これからの財政状況等を考えれば、公共施設再編は避けられないし、賛成である。ただし、その前提となるのは、地域住民や利用者、図書館協議会などの関係者と十分な対話が行われていることである。この間、複数の請願が出されている状況からも、そのへんが全くおろそかにされてきたのではないか。その結果、地域のコミュニティが崩れるようなことになれば、それこそ大変な問題である。現に、いま生活の中で図書館を日常的に利用している大勢の市民がいる以上、100%は無理にしても、少なくともいまよりもサービスが後退する

ようでは、決して良い施設再編とは言えない。再編の失敗例とならないためには、はじめに市民や利用者、運営に関わってきた協議会などのしっかりした対話を、丁寧に積み重ねる必要があったのではないかと。

半径 1.5 km で利用圏域が重複しているとか、指定管理なら安くなるというような話の持って行き方は止めてもらいたい。こうすればもっと良くなるのではないかと、というような対案を示して納得していただくというのが調整であり、良い再編のあり方だと思う。」

審査は最終的に、市民の声を十分に聴取できていないので継続にすべき、という自由民主党会派の委員からの提案により、全会一致で継続審査となりました。委員会当日の様子は、町田市議会のホームページ(委員会録画中継→6月17日生涯学習部・請願第2号)からVTR配信されていますので、ぜひ実際にご確認いただきたいと思います。

委員会の数日後、ある委員から「これまで文化・芸術に関心はあっても、図書館についてはあまり詳しいこと

を知らずに来た。今回の請願審査に当たりいろいろな資料に目を通すことが、大変良い勉強の機会になっている」という感想をお寄せいただきました。

この間の私たちの活動は、鶴川図書館やさるびあ図書館の廃止、移動図書館車の削減などサービスの大幅な後退をもたらす「アクションプラン」の見直しを求めるものであり、公立図書館の基盤を破壊しかねない指定管理者制度導入の撤回を当局に迫るものです。しかし、そうした直接的な目標とは別に、私たちの取り組みが、図書館の存在意義やいま直面している課題、今後のあるべき姿といったものについて、市議会議員の皆さんに改めて関心をもっていただくきっかけになっていることを知り、大いに勇気づけられるとともに、活動が決して無駄ではないことを実感しているところです。

9月議会まで、また少し時間の猶予が得られましたので、署名の積み上げと同時に、さらに広範な市民へのアピールを行っていきたくと考えます。今後ともお力添えをよろしくお願い致します。(会員)

第 18 期図書館協議会 第 5 回定例会報告 (報告者 清水 陽子)

2020年7月2日(火)午後2:00~4:00 中央図書館ホール 出席10名 傍聴1名

《第18期4回からの経過》

第4回定例会で、「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン(以下「アクションプラン」)(案)」への最終的な意見聴取が行われたが、2月7日の教育委員会に提出する最終案が委員に届いたのは2月6日で、協議会でも出された意見は反映されなかった。

4月24日にコロナウイルス感染防止のため5月20日に予定されていた第5回定例会が延期になるというメールが届いたが、この間、年度が変わり、人事異動や、組織の改編、図書館の休館、HPの閉鎖、移動図書館のポイントの廃止などがあったが、委員にそれらの情報が提供されることはなかった。そこで、協議会では4月30日に速やかな情報の提供を求める要望を委員長より館長宛に送付したところ、5月12日に各委員にメールにて報告事項の提供があった。

《第5回定例会》

1. 図書館長挨拶 中嶋真 新館長:2020年4月に図書館長を拝命したが、新型コロナウイルス感染予防の観点から、今日まで定例会を開催できなかった。本年度の協議会には①移動図書館についてと、図書館サー

ビスの拠点について②図書館外部評価をお願いする予定。また、アクションプランの取り組みや図書館サービスについて気付いたことやご意見をいただきたい。

2. 新任委員挨拶 中野浩一委員(鶴川第一小学校校長)、梶野明信委員(木曾中学校校長)

3. 協議・報告事項

(1) 図書館からの報告事項

委員長:おおよそ半年間定例会が開催できなかった。この間、教育委員会の決定、移動図書館のポイントが変わるなどのことがあったが、随時情報の提供がなかったということで、委員から協議会の意義を疑問に感じるという意見も出た。適時性のある情報をできる限り協議会に提供していただくことを、今年度の協議会を始めるにあたって、改めてお願いをしたい。

1) 2020年度の図書館の体制について

○**組織改正:**中央図書館のマネジメント機能を強化するために、企画地域・支援係と資料管理係の二つの係を新設し、それぞれ係長を配置した。

○**中央図書館定型作業の外部委託化:**昨年度の職員役割整理と合わせて、これまで主に臨時職員が担っ

てきた比較的平易な定型作業を、株式会社有隣堂に委託した。

2) 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う図書館の対応について(7月2日現在)

経過: 基本的には国や東京都の動向、町田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議での決定に基づき対応してきた。HPの取扱は、急遽行った完全休館に、利用者が誤って来館しないよう、外出機会を最小限にすることを最優先事項とし、休止を図書館の中で決定した。検索や予約などの機能も周知が進むまでの一定期間は休止とした。4月21日に市全体の方針をもとに、休館期間の5月31日までの延長を知らせることと併せてHPを再開した。

休館期間中の取組: 全館で蔵書点検を行った。WEBコンテンツの紹介、図書館オリジナルコンテンツ(地域資料のデジタル化など)を作成しHP掲載した。

3) 町田市議会、町田市教育委員会の動向

①町田市教育委員会第11回定例会(2/7)

請願「アクションプラン」の見直しについてと議案「アクションプラン」の策定についてを一括審議した。結果、議案は承認、請願は不採択となった。

「第四次町田市子ども読書活動推進計画」の策定について報告した。

②町田市議会第1回定例会本会議(3/23)

予算案: 中央図書館費に関する質問(田中美穂議員)

③文教社会常任委員会(3/25)

行政報告「アクションプラン」と請願「『アクションプラン』の見直しを求める請願」の一括審議となった。指定管理については、サービスの低下や運営経費が増加するケースが多いことが統計等でも明らかで、直営に戻す自治体が複数現れている実態があるが、市は実証的な数値や事例を示さず決めた。よって数値や、事例を早急に示すべき。審議の結果は、策定経過、指定管理者制度に関する他自治体の状況、鶴川駅前図書館における導入した場合の経済効果などについての資料が求められ、継続審査になった。

④町田市議会第2回定例会(6/15)

一般質問: 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う町田市立図書館の対応について(三遊亭らん丈議員)

⑤文教社会常任委員会(6/17)

請願: 「アクションプラン」の見直しを求める請願の継続審査。地域への説明や対話の機会が、現時点では十

分でないことから、次回報告を期待するとの内容で、引き続き継続審査となった。

⑥鶴川駅前図書館におけるアンケートの実施について

文教社会常任委員会での指摘事項の対応として、また指定管理者制度導入についての周知と意見聴取のために実施した。(7/1~4)

⑦会議資料の取り扱いについて

18期初回からの会議録に合わせて資料もHPに掲載したい。メールで寄せられた意見の会議資料についても、掲載してよいか伺いたい。

(以下・は委員からの質問意見、⇒は事務局の発言)

○会議資料のHP掲載について

・前回は欠席予定だったので、送った意見を自分の意見として議事録に載せて欲しいとお願いしたが、載っていなかった。どういう意見があったかは記録として残して欲しい。

委員長: メールで集められた意見も、会議資料として配布したものについてはHPに掲載する。ただし、記名のあったものは議事録に準じて、A、B、Cなどとする。

○報告事項について

・業務委託の期間と、金額は? また、定型業務で委託をしたという割には正規職員が4名減っているというのはどういうロジックか。

⇒委託の期間は5月1日から3月の末まで。金額は消費税込みで4840万円。正規職員が減ったのは委託に出したからというより、役割整理をしたから。

・鶴川駅前図書館のアンケートはミスリーディングな質問ではないか。特にQ7はチラシには指定管理の良いことしか書いていないで、この質問をしても何も知らない人は良いものだと言ってしまうのではないかと。質問の意味がどういうものか疑問だ。

・アンケート期間が短いのではないかと。日曜日しか来館できない人もいる。

⇒前回の市民アンケートの鶴川駅前図書館のアンケート数が5日間で296件だったので、それくらいの数を集まると考えている。

・いま、議会で請願が継続審査になっているが、指定管理導入は行政で決定しているということなのか。

⇒教育委員会でプランを策定したので、行政の考え方としては決まっている。ただし、指定管理には手続きがあり、条例の改正や、指定には議会の議決が必要。

・指定管理の導入には見通しが必要。最終的には全館包括的に考えているのか。

⇒鶴川駅前図書館に試行的な実施をして、地域館に広げていくことを検討する。その先中央図書館については、直営で残すことも選択肢に入れ検討する。民間の力を広く入れていくという方向性自体は示している。

・協議会は町田にとってどんな指定管理をするべきなのかということ話し合う場だ。図書館評価についても、指定管理した後の評価についての方向性を見通した見取り図を示す必要がある。

(2) 移動図書館について

事務局より: 背景・経過、アクションプランにおける取組項目、第18期図書館協議会での協議経過について説明。

協議会への意見聴取の内容は①「移動図書館の出張運行」「移動図書館を活用した体験学習」、②「移動図書館運行や予約受け渡し場所の見直し」

さるびあ図書館係長より: 移動図書館案内、サービス概要、利用状況、2020年度に実施予定の試行的取組、移動図書館サービスの現状、検討スケジュール等が説明された。

・4月に巡回場所が6か所減らされているが、それについて図書館からの報告事項の中になかったが、このことの意味や、経過を教えてください。

⇒昨年度、当初は3台のうち1台は出張運行をし、2台を巡回にと検討していたが、色々なご意見をいただく中でもっとちゃんと考えが必要と考えた。本年度、実験的に人のいる所に行かないと、実証的な議論ができないので、空きコマを作るためにポイントを減らした。削減した6か所は平均の来館者数や貸出数などで判断した。

・終了した所の利用者には意見を聴取したのか。終了することを告知するだけとあわせて意見を聴くのとでは違う。意見を検討するシステムはあるか。

・それらの意見と結果は公開されるか。

⇒システムはあるが公開はしていない。検討結果は電話等で個々に伝えている。

・6か所はみな図書館から3キロ以上離れている。高齢者には図書館に来るなということと同じ。

⇒減るということはあるが何もなくなるのではなく、新しい取組をして利用者を発掘する。

・シニア向けにも移動図書館サービスの拡充が挙げら

れていたと思うが、子どもに対してのものばかりだ。

⇒移動図書館以外のところでシニア向けの取組をする。あくまでも試行だ。公平にやっていくためにどうするか、たとえば、老人ホームの宣伝材料に使われるのではまずい。

委員長: 第2、3回の議論は協議会の主張として出ているので、次回はこれをベースに話し合っていきたい。人数で切るのか、広い範囲でサービスを提供するのか、行政の役割として選択を迫られるところだ。

(3) 第3期町田市図書館評価について

第2期に使用した図書館事業計画を「生涯学習推進計画2019-2023」に組込んだので、第3期の図書館評価は、その項目を図書館評価の対象としたい。今期からは協議会の時間内で評価が終わるように考えている。

委員長: 図書館評価項目を検討する際には協議会との協議を求めますという提言をしたが、この評価項目についてはこれから議論するという事によるのか。

⇒基本的には事業計画でやっていくものだが、項目等については意見を伺うことになっているので、伺った上で検討する。

★次回第18期図書館協議会第6回定例会

2020年8月4日(火)午後2:00～

町田市立中央図書館ホール(6F)にて

傍聴しましょう!

指定管理者制度 Q&A リーフレット作成中

当会・鶴川図書館大好き!の会・NPO 法人まちだ語り手の会・町田の学校図書館を考える会・まちだ未来の会の5団体が、「図書館に指定管理者制度、いったい何が問題なの？」

市は2022年度から町田の図書館に指定管理者制度を順次導入予定でも、直営のままでも、もっといい方法があるのです!!」を作成中です。

「指定管理者制度って、ナニ?」「なぜ、指定管理者制度ができたの?」「指定管理になると、何がどう変わるの?」「指定管理者制度でなくとも、町田の図書館がもっと良くなる方法があります!」など、分かりやすい説明が特色のリーフレットです。カラー印刷で、1,000部作成の予定です。

鶴川図書館の今後について

I. 今後の対応を検討するための集まり(6/28)

II. 図書館企画・地域支援係長と意見交換(7/3)

鈴木 真佐世 (鶴川図書館大好き!の会)

I. 「大好きの会」の集まり

6月28日(日)、午後2時から鶴川市民センターで「大好きの会」の集まりを3カ月ぶりに開催しました。

1. 6月17日の議会での請願継続審査について再度継続審査になったことを報告(詳細は、巻頭言参照)。

2. 鶴川図書館の今後について、近いうちに図書館の地域支援担当者と意見交換をすることになるので、私たちは何を望むかについて改めて意見を出し、確認しました。

- ◎代替施設ではなく図書館でなくてはいけない。
- ◎他の図書館とネットで結ばれていること。
- ◎ボランティアの役割を市が要求するのはおかしい。市民から出てくるものである。
- ◎デジタル化していく方向については、資料費が少ない中で、まずもっと書籍を買って欲しい。
- ◎絵文集に書かれた子どもたちの言葉には、図書館でいろいろ教えてもらえてうれしいというのが複数ある。司書の役割は大切。
- ◎図書館は、自分で調べる、買わずに学べる場所で大事。
- ◎鶴川図書館がなくなったら子どもは自分で歩いていけない。歩いていける距離は1.2kmとされているのに町田市は1.5kmと勝手に決めている。駅前に行くにはバス代がかかる。自転車で行った子が事故に遭う危険も生じる。
- ◎同じ税金を払っていて図書館を利用できる、できないの不公平が生じるのはおかしい。
- ◎ボランティアの役割が求められているが、カウンターで近所の人に対応するのは困る。貸出しにプライバシーが守られなければならない。
- ◎図書館の根幹をしっかりと位置付ける。
- ◎ネットで問題を知ってもらうのはどうか。チェンジオルグなど。
- ◎論点をネット等で拡散する場合、誰にも分かりや

すい説明をする必要がある。図書館をなくさないでというのは伝わりやすいが、指定管理を導入しないでというのは説明をしないと分かってもらえない。

3. 「図書館大好き大作戦」のイベント企画について、文科省の子どもゆめ基金より助成金が出るので3つほど企画を提案し、Mさんが会計係に決まりました。

II. 係長と意見交換

鶴川図書館の今後について、企画・地域支援係長と7月3日に第1回の意見交換の場を持ちました。係長から、地域の人たちの話を聞くにあたって、手始めに地域で長く活動している人の話を聞きたいということで鈴木に連絡がありましたので、柿の木文庫の部屋でお会いすることにしました。最初に係長から、今年4月に組織改正があり、企画・地域支援係という係が新しくできた、会計年度任用職員制度も始まり、同一労働同一賃金ということで、今まで職員、嘱託職員、臨時職員が同じ仕事をしていましたが、基本的に職員はカウンターに入らないことになったと、図書館の新体制について説明がありました。私からは柿の木文庫が昨年35周年になったことを伝え、記念のまつりをした際の記念誌を渡し、文庫の書架を見ていただいてから、話に入りました。

鶴川図書館のことは、2017年から3年も存続を願う活動を続けているが、なかなか進展しないと話すと、係長は、市としては手順を踏んでいるつもりだが、再編計画では2026年までの短期計画ということだったので、アクションプランでは、2022年度からと記載されていて、唐突に話が展開しているという印象を持たれたかもしれないと言われました。

鈴木からは、再編計画では、身近になればいいものとおある程度まとまっているものがある。図書館は、大きいものなら遠くていいというものではないことなどを伝えました。

係長は、アクションプランにも鶴川を 0 にするとは書いていない。現在は公共図書館なので全館で同じことをしようとする。マンパワーや本の量が、小さい図書館だと弱くなるので、利用者にとっての魅力が欠けてしまうのではないかと。個性をだすのはいいことだと思う。付加価値をつけていくことで持続可能性を高めることが出来ると思う。地域の人と協働してやっていますとか、福祉的な部分、障害のある人とか認知症の人とかのハビリを兼ねてちょっとでもそこでお金をもらえる、とかになったら非常に先進的な取組となる。団地の商店会も頑張っているのだから、お互いに協力できると良い。市ができることっていうとやれることが限定されるので、そこに特色を付けて、新しいことをすると良いのでは」という投げかけがありました。「でもそうしたら図書館のネットワークが使えなくなるのでは」という問いに対しては、係長は、「そこは相談させていただきたい。『町田の図書館』にも載っているが、鶴川図書館は予約が多く、レファレンスの量が少ない。8,9 割の人には予約資料の受け渡しができず書架で本を見ることができればサービスの不足には足りていないのではないかと。と言われたので、「レファレンスまでいかない読書相談は大人から子どもまでです。先日、副市長に子どもたちとそのママの声が集められた「鶴川図書館大好き」の絵文集を届けた。それを見るとたくさん子どもたちが図書館にいろいろ教えてもらったと書いていて、自動で予約本を受け取らない分、鶴川図書館はカウンターと利用者の距離が近く、鶴川駅前図書館と違う。予約の受け取りだけというのとは違う」と伝えました。

係長は、「例えば八王子では地域運営の一環として、市民センターで地元の人がアルバイトで働いていて、中央図書館や市の方から司書が一人行くと聞いている、図書館のネットワークにも入っているのではないかと」と市民と図書館の協力による運営の事例を挙げたので、そのような運営でだれが責任を取るのかを問うと、「市の施設だったら最終的には市が責任を取る。藤沢も市民センターに図書室があって本が借りられる。あとは学校図書館を使えばいい。本を借りられるスポットが増える。セキュリティの問題をクリアするのが大変だが。」との返答。これに対して、私は、守谷市を例に挙げ、守谷市は学校図書館と図書館ネットワークがつながっており、配達もある。一人あたり図書費 500 円の水準を維持している。直営から一度指定管理になり、また

直営になったけれど図書館費とは別に資料費がある。「子育て王国守谷」が直営に戻した大きな理由は、学校図書館とつなぐためだ。町田市はそこに力を入れてない。」ことを伝えました。

その他、指定管理者問題なども意見交換しましたが、紙面の都合上、割愛します。この日は、お互いの考えているところをまず聞き合ったというところから話のあった八王子市と藤沢市の事例を現在調べています。7月14日には、鶴川図書館大好き会のメンバー、自治会役員の人たちと係長との意見交換会を持ちました(次号で報告します)。私たちの願う「鶴川図書館」がどのような形で存続できるのか、今後も話し合いを続けたいと思います。(会員)



ひろば

例会は2月以降開けていません。

6月30日～7月4日まで、メーリングリストを利用して、2020年度第2回の議事をすすめました。ただし、議論はほとんどありませんでしたので、議題1. 会報について、6. 今後の例会の持ち方についてのみ報告します。

議題1. 次号(№246): 巻頭言(図書館長、文学館長に抱負を書いていただく)⇒共に「辞退」されたため、6月17日(水)の文教社会常任委員会継続審査報告(守谷)を巻頭言に。その他、6/28 図書館大好き! の会報告(鈴木真)、図書館協議会報告(清水)

議題6. 7月28日(火)に集合して例会を持つという提案に賛同意見はなかった。新型コロナウイルス感染者の拡大が続いているので、少し様子を見たい。それまでは「すすめる会」のメーリングリストを活用する(Zoomによるオンライン会議の提案もあるが、同調する意見が出ていない)。

《編集後記》鶴川駅前図書館でのアンケートが実施されたが、指定管理者制度のPRと一体となった誘導アンケートである。「図書館の自由に関する宣言」は、「第1 図書館は資料収集の自由を有する」として、「2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、(1)多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。」とある。アンケートは資料収集とは異なるが、図書館ではその精神を踏まえる必要がある。卑しくも一方的PRの場であってはならない。(T²)